

伊勢崎市記者会見資料**民間開発産業用地整備促進奨励金制度の創設について**

産業経済部企業誘致課

企業が自ら行う工場等の新設を目的とした大規模な産業用地の開発を支援するため、新たに民間開発産業用地整備促進奨励金制度を創設しました。民間企業に対する産業用地開発支援は、県内自治体では初めてとなります。

1 対象事業

- (1) 製造業または倉庫業の新設を目的とし、インフラ整備を伴う開発であること。
- (2) 開発区域の面積が5ヘクタール以上であること。
- (3) 開発に必要な許認可等の手続を完了していること。
- (4) 開発完了後、1年以内に工場等の新設に着手すること。
- (5) 工場等の建設に係る工事等に際し、市内事業者に発注するよう努めること。など

2 奨励金の額

開発面積1ヘクタールあたり1,500万円を乗じた額とし、1億5,000万円を限度とする。

3 施行日 令和8年7月1日施行**4 期待される効果**

- (1) 企業が拠点整備に必要な面積を確保することができる。
- (2) 産業用地の整備が促進され、不足する産業用地の解消につながる。
- (3) 工場等の立地による固定資産税等税収の増加、雇用機会の創出につながる。

問い合わせ先	企業誘致課	春山	Tel.0270-27-2756 内線 3212
---------------	-------	----	-----------------------------